【アメリカ】カリフォルニア州オンライン児童保護法の成立

海外立法情報課 中川 かおり

*2022 年 9 月 15 日、カリフォルニア州でオンライン・サービスを利用する児童を保護する法律が制定され、事業者によるデータ保護影響評価の実施等が定められた。

1 カリフォルニア州に従来適用される主なオンライン児童保護法

連邦法として、1998 年児童オンライン・プライバシー保護法 (COPPA) ¹がある。同法は、13 歳未満の児童向けの商業ウェブサイトを提供する事業者等を対象とし、当該児童の個人情報を収集する場合に事前に親の許諾を得ることを義務付けている。

カリフォルニア州では、2018年に、州消費者保護法 (CCPA) ²が制定された。これは、事業者 (オンラインを含む。)が、消費者が 16 歳未満であるとの「現実の認識」を有する場合に、原則として当該者の個人情報 (IP アドレス、クッキー等を含む。)の販売(共有、移送等を含む)を禁ずる。ただし、13 歳以上 16 歳未満の児童は、当該販売を自ら許可することができ、13 歳未満の児童については、親又は後見人のみがこれを許可することができる。

同年には、親の責任及び児童保護法³も制定された。これは、18 歳未満の者に対する販売が違法な製品等をオンラインで提供する事業者に購入者の年齢確認を義務付ける。また、年齢確認目的で収集した個人情報の目的外での保持、利用等を禁じ、違反事業者を民事罰に処す。

2 オンライン児童保護法の制定

(1) 概要

2022 年 9 月 15 日、同州で、Facebook、Instagram、TikTok 等のソーシャルメディア・アプリを製造等する事業者 4 を規制し、オンライン・サービスを利用する児童を保護する法律 5 (以下「同法」)が制定された。同法は、2023 年 1 月 1 日施行、中心規定である民事法典第 1798.99.31条(後掲 2(2)(ii), (iii))の規定は、2024 年 7 月 1 日に運用が開始される。

従来の法律によるオンライン・サービスを利用する児童の保護は、主に個人情報の収集、販売等の規制に限られてきたが、同法はオンライン事業者が提供する心理操作設計⁶、アダルト・コンテンツ等の有害コンテンツを規制する⁷。また、従来の法律は、児童向けのサイトと、事業者に児童によるアクセスの「現実の認識」がある一般向けのサイトを規制してきたが、同法は

^{*} 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年12月5日である。

¹ Children's Online Privacy Protection Act of 1998, P.L.105–277, Title XIII.

² California Consumer Privacy Act, Chapter 55, Statutes of 2018. アメリカ初の包括的な個人情報保護法とされる。

³ Parent's Accountability and Child Protection Act, Chapter 872, Statutes of 2018.

⁴ 同法は「事業者」を定義しないが、次の1以上を満たす者とする CCPA の規定の準用が想定されている。①年間総売上高が2500万ドルを超えること、②年間10万人以上の消費者等の個人情報を購入等すること、③年間売上高の50%以上を消費者の個人情報の販売等から得ること。1ドルは147円(令和4年12月分報告省令レート)。

⁵ The California Age-Appropriate Design Code Act, Chapter 320, Statutes of 2022. https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billPdf.xhtml?bill_id=202120220AB2273&version=20210AB227393CHP 年齡適正設計規範法。

⁶ manipulative design. ユーザが無意識に、想定以上の時間や金銭を使うといった自らに不利な行動をとるように設計された、悪意のある設計。ダークパターン(後掲)も同義である。

⁷ Concurrence in Senate Amendments, AB2273 (Wicks, et al), August 22, 2022, p.3.

全米で初めて「児童によるアクセスの可能性がある」一般向けサイトを規制する法律である8。

(2) 主な規定

- (i) 定義(民事法典第 1798.99.30 条):①「児童」とは、原則として 18 歳未満の消費者をいう。②「データ保護影響評価」とは、オンラインのサービス、製品又は機能(以下「オンラインのサービス等」)にアクセスの可能性がある児童に対し、事業者のデータ管理慣行から生ずるリスクを評価し、及び緩和するための調査をいう。③「デフォルト」とは、オンラインのサービス等のために事業者が採用する、消費者による選択前の選択肢をいう。④「児童によるアクセスの可能性がある」とは、COPPA に基づき児童向けとされることのほか、a)信頼できる証拠に基づき相当数の児童が日常的にアクセスすると判断されること、b)児童向けの広告を伴うこと、c)児童にとって魅力のあるゲーム、マンガ、音楽等のコンテンツを含むこと、d)事業者の内部調査で利用者の相当数が児童であると判断されること等が含まれる。⑤「プロファイリング」とは、自然人の経済的状況、健康、嗜好(しこう)等に関する諸側面を分析し、又は予測するための個人情報の自動処理をいう。
- (ii) 事業者が行うべき事項(第 1798.99.31 条 a 項等): 事業者は、児童によるアクセスの可能性がある新しいオンラインのサービス等については、公衆に提供する前に、次の①~③を含む 8 項目を判断するデータ保護影響評価を行う。①その設計が児童を傷付けるか否か、②児童が潜在的に有害な行為を目撃し、関与し、又はその対象とされることを容認するか否か、③利用者に合わせて表示するターゲティング(追跡型)広告が児童を害するか否か。事業者は、当該評価を 2024 年 7 月 1 日以前に完了させ、その後は 2 年に一度見直す。州司法長官が当該評価を請求する場合には、事業者は、5 営業日以内にこれを提出する。当該評価は、同州の情報公開法等の適用除外とされる。

その他、事業者は、①利用する児童の年齢を相当の確実性をもって予測すること、②児童にデフォルトで高いレベルのプライバシー設定を提供すること、③プライバシー情報、サービス利用規約等を児童の年齢に適した簡潔で、明確な文言により作成すること、④児童による懸念の報告及びプライバシー権の実現を支援するツールを提供すること等を求められる。

- (iii) 事業者への禁止事項(第 1798.99.31 条 b 項): 児童によるアクセスの可能性があるオンラインのサービス等を提供する事業者は、次の事項を行ってはならない。①児童の身体的・精神的な健康に著しく有害であると知っている方法で、児童の個人情報を利用すること、②デフォルトにおいて児童をプロファイリングすること、③児童にサービスを提供するために必要ではない個人情報の収集等を行うこと、④収集した児童の個人情報を目的外で利用すること、⑤デフォルトにおいて児童の正確な位置情報を収集し、販売すること、⑥児童の正確な位置情報が収集される期間を児童に明確に通知することなく、当該情報を収集すること、⑦ダークパターンを利用し、児童に相当な程度を越えて、個人情報の提供を促すこと等。
- (iv) 事業者への罰則(第 1798.99.35条):同法の規定に違反する事業者は、差止命令の対象とされ、かつ、過失による違反につき児童 1 人当たり 2,500 ドル以下又は故意による違反につき児童 1 人当たり 7,500 ドル以下の民事罰 を課される。ただし、事業者がデータ保護影響評価規定を相当に遵守している場合には、州司法長官は、事業者にその違反する同法の規定を通知するものとし、事業者は当該通知から罰則の追及までに、90 日間の違反訂正期間が認められる。

_

⁸ "Sweeping Children's Online Safety Bill is Passed in California," New York Times, August 30, 2022.

⁹ 法違反に対し州等が課する金銭的制裁で、刑罰的な意味を持たないもの。